

添付法令資料 4 :

ベトナム証券法 (目次)

19.11.26 可決 法律第 54/2019/QH14 号 / 21.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 12 条)
- 第 2 章 証券の募集
 - 第 1 目 証券の公募 (第 13 条ないし第 29 条)
 - 第 2 目 証券の私募 (第 30 条及び第 31 条)
- 第 3 章 公開会社
 - 第 1 目 公開会社に関する通則 (第 32 条ないし第 39 条)
 - 第 2 目 公開会社に対し適用する会社管理 (第 40 条及び第 41 条)
- 第 4 章 証券取引市場 (第 42 条ないし第 51 条)
- 第 5 章 証券の登記、保管、清算及び決済 (第 52 条ないし第 69 条)
- 第 6 章 証券会社及び証券投資ファンド管理会社
 - 第 1 目 証券経営設立及び活動許可証 (第 70 条ないし第 84 条)
 - 第 2 目 証券会社及び証券投資ファンド管理会社の活動 (第 85 条ないし第 92 条)
 - 第 3 目 組織再編、停止並びに証券経営設立設立及び活動許可証の回収 (第 93 条ないし第 96 条)
 - 第 4 目 証券業務従事 (第 97 条及び第 98 条)
- 第 7 章 証券投資ファンド、証券投資会社及び監察銀行
 - 第 1 目 証券投資ファンドに関する通則 (第 99 条ないし第 107 条)
 - 第 2 目 大衆ファンド及び成員ファンド (第 108 条ないし第 113 条)
 - 第 3 目 証券投資会社 (第 114 条及び第 115 条)
 - 第 4 目 監察銀行 (第 116 条及び第 117 条)
- 第 8 章 情報公布 (第 118 条ないし第 128 条)
- 第 9 章 調査、違反処理、紛争解決及び損害賠償 (第 129 条ないし第 133 条)
- 第 10 章 施行条項 (第 134 条及び第 135 条)